

生活援助中心型に係る新研修のカリキュラムの検討状況について

- 生活援助中心型のサービスに従事する者に係る新研修の研修内容については、現在実施中の下記の事業を内容とする委託事業において実証等を含めて検討した上で、年度内に関係告示・通知において、研修科目及び時間数・研修の指針等を定める予定である。

＜委託事業内容＞

- (1) 生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護員を養成する研修カリキュラム・教材の検討（カリキュラムの検討、試行研修用の教材の作成）
- (2) 試行研修の実施（研修実施機関と連携して実施）
- (3) 試行研修の受講に基づくサービス提供による実証・評価
- (4) 研修カリキュラム・教材の見直し
- (5) 報告書のとりまとめ

※ 現在、(2) 試行研修を終了し、(3) サービス提供による実証事業を順次実施中。

(1) 生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護員を養成する研修カリキュラム・教材の検討

当事者団体、利用者側、事業者側、学識経験者からなる検討委員会を設置し、研修内容を検討する。

1) カリキュラムの検討

初任者研修のカリキュラムを参考として、生活援助を主に行う介護職員育成のための研修カリキュラムを策定し、カリキュラムに沿った学習用の教材を作成する。作成に当たっては、介護サービスの基本を理解して現場の状況に応じて適切な生活援助サービスを実践できる職員の育成を目指す。

2) 試行研修用の教材の作成

1) で検討したカリキュラムに沿った試行研修を行うための教材を作成する。具体的には、試行研修用のテキスト、自己学習用の確認課題、修了評価用の課題、指導の手引き案などを作成する。

(2) 試行研修の実施

現行の介護職員初任者研修の実績を有する研修実施機関と連携し、本事業で検討するカリキュラムに沿った試行的研修を円滑に実施する。

(3) 試行研修の受講に基づくサービス提供による実証・評価

訪問介護事業所を有する法人を公募し、試行研修の受講に基づくサービス提供による実証を行う。

実証参加者のサービス提供の状況や記録作成、報告などの状況に基づき、カリキュラムの妥当性、研修の有効性を評価するための手法、評価項目を設定し、評価、分析を行う。

(4) 研修カリキュラム・教材の見直し

実証事業の結果を踏まえ、検討委員会において、研修内容・教材の見直しについて検討する。

実証参加者の知識や技術の習得状況や現場での対応能力の評価結果に基づき、研修カリキュラム、研修内容や教材の内容の妥当性、見直すべき点について検討する。具体的には、各研修項目について、研修の目標に対する達成度の全体的な傾向を分析することにより、研修内容の妥当性、不足の有無を確認し、より強化すべき項目や、より定着させるための研修手法などについての検討につなげる。

(5) 報告書のとりまとめ

実施内容をとりまとめ、報告書を作成する。

※ 報告書の内容を検討の上、年度内に関係告示・通知を発出する予定。